

事務連絡  
令和6年8月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その6）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日障発0329第33号・こ支障第97号）を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.187 5行目	<p>⑤重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。</p> <p><u>なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。</u></p>	<p>⑤重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
2	P.187 22行目	<p>(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑤において「実践研修修了者」という。)であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p><u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑤において「実践研修修了者」という。)であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>(以下略)</p>
3	P.190 18行目	<p>(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を</p>	<p>(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>行った場合に算定する。</p> <p>なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p><u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>行った場合に算定する。</p> <p>なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>(以下略)</p>
4	P.195 19行目	<p>⑬ 地域移行促進加算の取扱いについて</p> <p>(→) 報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算（Ⅰ）については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>⑬ 地域移行促進加算の取扱いについて</p> <p>(→) 報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算（Ⅰ）については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>ア (略)</p> <p>イ 地域移行促進加算(Ⅰ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第1の5の<u>体験宿泊加算</u>を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中においては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>を算定しないものであること。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 地域移行促進加算(Ⅰ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第1の5の<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中においては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は<u>体験宿泊支援加算</u>を算定しないものであること。</p>
5	P.303 23行目	<p>(例) 令和<u>5</u>年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合(令和4年度と令和3年度の全国平均工賃額の差額は524円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和<u>6</u>年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合 → 加算</li> <li>・ 令和<u>6</u>年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合</li> </ul>	<p>(例) 令和<u>4</u>年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合(令和4年度と令和3年度の全国平均工賃額の差額は524円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和<u>5</u>年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合 → 加算</li> <li>・ 令和<u>5</u>年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合</li> </ul>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>→ 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524 円）以上となっていないことから加算対象外</p> <p>・ 令和 6 年度における工賃向上計画における工賃目標を 15,000 円とし、実際の平均工賃月額 14,000 円だった場合</p> <p>→ 工賃目標未達成であることから加算対象外</p>	<p>→ 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524 円）以上となっていないことから加算対象外</p> <p>・ 令和 5 年度における工賃向上計画における工賃目標を 15,000 円とし、実際の平均工賃月額 14,000 円だった場合</p> <p>→ 工賃目標未達成であることから加算対象外</p>